

議案第39号

鋸南地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和9年3月31日をもって解散する鋸南地区環境衛生組合の財産処分を次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

南房総市長 渡辺 秀和

鋸南地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和9年3月31日をもって解散する鋸南地区環境衛生組合の財産処分を次のとおり定める。

1 南房総市に承継する財産

- (1) 大谷クリーンセンターに係る財産（車両を除く。）
- (2) 青木山最終処分場に係る財産（車両を除く。）
- (3) 伝染病隔離病舎に係る財産
- (4) 次に掲げる土地

所在地	地目	登記簿面積（㎡）
南房総市富浦町宮本字堂入201番1	雑種地	666
南房総市富浦町宮本字堂入201番2	雑種地	44
南房総市富浦町宮本字堂入202番	雑種地	472
南房総市富浦町宮本字堂入203番1	雑種地	595
南房総市富浦町宮本字堂入203番2	雑種地	955
南房総市富浦町宮本字堂入203番3	雑種地	396
南房総市富浦町宮本字堂入206番1	雑種地	175
南房総市富浦町宮本字堂入206番2	山林	469
南房総市富浦町宮本字堂入207番1	雑種地	1,358
南房総市富浦町宮本字堂入207番2	雑種地	74
南房総市富浦町宮本字堂入207番3	雑種地	99
南房総市富浦町宮本字堂入207番4	公衆用道路	89

南房総市富浦町宮本字堂入207番5	雑種地	286
南房総市富浦町宮本字堂入207番6	雑種地	962
南房総市富浦町宮本字堂入207番7	雑種地	20
南房総市富浦町宮本字堂入207番8	公衆用道路	3.07
南房総市富浦町宮本字堂入207番9	雑種地	12
南房総市富浦町宮本字堂入207番10	雑種地	49
南房総市富浦町宮本字堂入207番11	公衆用道路	9.14
南房総市富浦町宮本字堂入207番12	雑種地	14
南房総市富浦町宮本字堂入207番13	雑種地	23
南房総市富浦町宮本字堂入229番1	雑種地	673
南房総市富浦町宮本字堂入229番4	公衆用道路	102
南房総市富浦町宮本字堂入229番5	雑種地	649
南房総市富浦町大津字青木山937番1	宅地	1,341.40
南房総市富浦町大津字青木山937番3	雑種地	5,609
南房総市二部字扁奈畑868番1	公衆用道路	1,440
南房総市二部字扁奈畑912番3	公衆用道路	461
南房総市二部字扁奈畑914番2	公衆用道路	829
南房総市二部字扁奈畑933番2	公衆用道路	830
南房総市二部字扁奈畑935番2	公衆用道路	127
南房総市二部字扁奈畑941番2	公衆用道路	768
南房総市二部字扁奈畑943番2	公衆用道路	12
南房総市二部字扁奈畑947番2	公衆用道路	361
南房総市二部字扁奈畑955番2	公衆用道路	1,527
南房総市二部字扁奈畑961番3	公衆用道路	201
南房総市二部字久保山967番3	公衆用道路	399
南房総市二部字久保山968番2	公衆用道路	31
南房総市二部字久保山973番3	公衆用道路	9.71
南房総市二部字久保山973番4	公衆用道路	30
南房総市二部字久保山977番2	公衆用道路	1,544

南房総市二部字久保山981番3	公衆用道路	635
南房総市二部字久保山983番	山林	13, 149
南房総市二部字久保山991番1	山林	8, 840
南房総市検儀谷字関下92番	公衆用道路	619
南房総市検儀谷字弁才天156番	原野	263
南房総市検儀谷字関ノ間179番2	公衆用道路	303
南房総市検儀谷字関ノ間180番2	公衆用道路	14
南房総市検儀谷字関ノ間184番1	公衆用道路	91
南房総市検儀谷字台久保188番2	公衆用道路	27
南房総市検儀谷字台久保194番2	公衆用道路	5. 25
南房総市検儀谷字小谷226番1	雑種地	142
南房総市検儀谷字小谷226番3	公衆用道路	57
南房総市検儀谷字小谷227番1	公衆用道路	23
南房総市検儀谷字小谷228番2	雑種地	383
南房総市検儀谷字小谷237番1	原野	2, 239
南房総市検儀谷字小谷237番2	雑種地	693
南房総市検儀谷字大谷239番1	宅地	514. 85
南房総市検儀谷字大谷239番4	雑種地	318
南房総市検儀谷字大谷248番1	山林	11, 024
南房総市検儀谷字大谷248番2	宅地	269. 12
南房総市検儀谷字大谷249番1	宅地	196. 56
南房総市検儀谷字大谷249番2	宅地	558. 91
南房総市検儀谷字大谷250番	宅地	234. 99
南房総市検儀谷字大谷251番	山林	7, 523
南房総市検儀谷字大谷253番5	山林	422
南房総市検儀谷字大谷253番6	山林	1, 003
南房総市検儀谷字大谷260番	宅地	3, 349. 53
南房総市検儀谷字大谷261番1	宅地	1, 424. 90
南房総市検儀谷字大谷262番1	山林	2, 292

南房総市検儀谷字チロベイ 3 1 0 番 2	公衆用道路	7 7 0
南房総市検儀谷字チロベイ 3 1 1 番 1	公衆用道路	4 4 9

2 鋸南町に承継する財産

(1) 堤ヶ谷クリーンセンターに係る財産（車両を除く。）

(2) 次に掲げる土地

所在地	地目	登記簿面積 (㎡)
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字下沼 3 9 1 番 2	田	1 5
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字下沼 4 1 1 番 2	田	7 9
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字塩面 4 7 8 番 2	田	4 2
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字塩面 5 3 3 番	公衆用道路	3 1 7
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 4 番	宅地	1, 3 0 7. 7 2
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 5 番 1	宅地	2 4 8. 9 4
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 5 番 2	公衆用道路	3 8
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 6 番 1	公衆用道路	5 4
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 6 番 3	公衆用道路	8 3
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 7 番 1	雑種地	2 3 1
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 7 番 2	公衆用道路	9 6
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 3 8 番 2	公衆用道路	1 1 0
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 1 番 3	雑種地	4 7
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 1 番 4	公衆用道路	9 1
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 1 番 5	雑種地	7 0
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 1 番 6	公衆用道路	7 4
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 2 番	宅地	1, 9 1 5. 0 4
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 4 番 1	宅地	3 8 6. 0 0
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 5 番 1	宅地	1 7 7. 0 0
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 5 番 2	山林	3 7 7
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 6 番 1	原野	1 1 2
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷 5 4 6 番 4	宅地	1 3 6. 8 0

千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷547番1	宅地	353.00
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷547番4	宅地	335.00
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷547番8	宅地	289.95
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷548番	宅地	653.00
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷549番	宅地	1,172.57
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷550番1	雑種地	262
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷550番2	公衆用道路	0.80
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷551番1	雑種地	75
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷551番3	公衆用道路	137
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷552番1	公衆用道路	81
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷553番1	雑種地	594
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷553番4	公衆用道路	378
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷554番1	雑種地	161
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷554番2	公衆用道路	219
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷555番2	公衆用道路	175
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷560番1	雑種地	37
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷560番2	公衆用道路	132
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷562番1	雑種地	50
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷562番3	公衆用道路	187
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷562番4	宅地	16.61
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷563番1	宅地	352.61
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷564番2	公衆用道路	45
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷565番3	公衆用道路	200
千葉県安房郡鋸南町下佐久間字堤ヶ谷571番2	公衆用道路	339

3 前2項に掲げる財産以外の財産の承継については、南房総市長及び鋸南町長が協議し、これを定める。